

令和 5 年度第 12 回長洲町農業委員会定例会会議録

1. 招集年月日 令和 6 年 3 月 8 日 (金)

2. 招集の場所 長洲町役場 3 階 (中会議室)

3. 開会 令和 6 年 3 月 8 日午前 10 時 00 分

4. 出席農業委員は次のとおりである。

会長	中嶋 英徳	2 番	石井 裕	4 番	菊本 耕二
5 番	吉田 一明	6 番	池上 一也	7 番	宮本 静子
8 番	坂本 敦子	9 番	坂井 隆浩		
10 番	上田 正三				

5. 出席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

腹赤区域	福本 親康	池上 春男
六栄区域	平木 誠志	木原 大介
長洲・清里区域	濱崎 伸二	

6. 欠席農業委員は次のとおりである。

3 番 上野 美登

7. 欠席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

福田 政司 土山 道直 城戸 祐樹

8. 議事参与が制限された委員数は次のとおりである。

0 名

9. 本定例会に職務のため出席した者は次のとおりである。

農業委員会事務局 局長 吉田 泰滋

農業委員会事務局 書記 前田 敦

農業委員会事務局 書記 濱井 翔太

10. 提出議案

- ・ 報告第 15 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約について
- ・ 報告第 16 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請取下げについて
- ・ 議案第 43 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
- ・ 議案第 44 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
- ・ 議案第 45 号 農用地利用集積計画（案）について
- ・ 議案第 46 号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見聴取について

その他

(吉田事務局長)

それでは、お揃いですので、始めたいと思います。起立・・・礼 おはようございます・・・

着席

それでは、ただ今から令和 5 年度第 12 回長洲町農業委員会定例総会を開会いたします。まず、中嶋会長からご挨拶をお願いします。

(中嶋会長)

皆さん こんにちは。この前の 29 日の研修お疲れ様でございました。今回は非常に難しい話をされたかなあとと思いますけれども、本当に一人目で説明をされた方は非常にかわいそうだなあと思いました。聞かれた質問に対して全部お持ち帰りいたしますという事で非常にかわいそうだなあと思いました。上司に行ってこいという事で来られたと思うんですけども、もう少し勉強された方を出さんとああいう形で説明に来てから、こういうものかなあという印象で非常に残念です。非常に天気は良くなってきてますけども、風が冷たいので、私も朝から作回りをしてきたんで除草剤を撒こうかなあと思ったんですけども風が強くてできませんでした。それでは始めたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

(吉田事務局長)

はい、ありがとうございます。それでは、本日の欠席委員のご報告をいたします。3 番上野委員より欠席の届出の連絡がっております。それから、福田推進委員、土山推進委員からも欠席の届出の連絡がっております。従いまして、本日の出席委員は 10 名中 9 名であり、定足数に達しておりますので、総会は成立することをご報告いたします。それでは、長洲町農業委員会会議規則第 5 条の規定に基づき、会長は会議の議長となりますので、以降の議事進行は中嶋会長にお願いいたします。

(中嶋会長)

はい これより、議事に入ります。本日の提出議案は、

- ・報告第 15 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約について
- ・報告第 16 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請取下げについて
- ・議案第 43 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
- ・議案第 44 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
- ・議案第 45 号 農用地利用集積計画（案）について
- ・議案第 46 号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見聴取について

を議案といたします。

まず、長洲町農業委員会会議規則第 15 条第 2 項の規定に基づき、本日の議事録署名委員は

6 番 池上委員 7 番 宮本委員にお願いいたします。

(中嶋会長)

それでは、議事に入ります。1 ページです。「報告第 15 号 農地法第 18 条第 6 項の規定

による合意解約届について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(吉田事務局長)

はい、それでは、報告第 15 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約届がありましたので、次のとおり報告をいたします。議案書の 1 ページ、受付番号 22 番～24 番になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。申請理由につきましても、議案書記載のとおりによる合意解約となっております。簡単ですが、以上で、報告第 15 号の説明を終わります。

(中嶋会長)

ただ今、事務局より説明がありました。この件につきまして何かご質問等はございませんでしょうか。 ありませんか。

はい。の声もあり

(中嶋会長)

なければ、報告第 15 号を終わります。

(中嶋会長)

次に進みます。2 ページです。「報告第 16 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請取下げについて」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(吉田事務局長)

はい、それでは、報告第 16 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請取下げがありましたので、次のとおり報告いたします。

受付番号 3 番になります。申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。取り下げ理由については、本件は第 11 回定例会に提出された案件ですが、申請人より、事業計画の変更に伴い、申請取下げの申し出があったものでございます。以上で、報告第 16 号の説明を終わります。

(中嶋会長)

ありがとうございました。ただいま、事務局より説明がありました。この件について何か質問等はございませんでしょうか。

(事務局)

補足でいいでしょうか。一旦この宅地分譲で個人住宅の申請をされてましたけれども、申請内容を変更されて建売住宅へ事業を変更されましたので、来月くらいに出てくるかなあと思いますので、審議よろしく願いいたします。

(中嶋会長)

また、来月議案に出てくるそうです。なにかありませんか。なければ報告第 16 号を終わります。

(中嶋会長)

次に進みます。4 ページです。「議案第 43 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請

について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(吉田事務局長)

議案第 43 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について次のとおり提出いたします。

議案書の 4 ページから 7 ページ、受付番号 25 番になります。申請地は腹赤排水機場の北側になります。申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。

申請内容、許可基準等についてご説明いたします。説明資料の 1・2 ページを併せてご覧ください。申請理由につきましては、耕作目的の売買による所有権移転となっております。全部効率利用要件につきましては、申請人は現在、経営面積 22,672 m²、農作業歴 70 年の経験があり、今後もすべての農地を利用するとのことです。

機械の所有状況でございますが、トラクター 1 台、コンバイン 1 台、田植機 1 台、乾燥機 1 台、軽トラック 1 台を所有されておられます。

通作距離につきましては、自宅から 1 km 程度とのことです。地域との調和要件、役割分担につきましては、周辺農地の農業上の利用に影響を及ぼすことがないように留意し、農薬等の使用には地域住民に迷惑をかけないように作業をするということです。

以上、受付番号 25 番の説明を終わります。

(中嶋会長)

はい。ありがとうございました。ただいま、事務局より説明がありました。補足説明を、農業委員の 2 番 石井委員お願いいたします。

(石井委員)

2 番の石井です。ここの場所はですね、腹赤から折地を通過して岱明にぬける橋の上流 左側ですね、ここの土地は譲受人が作っておられるという事で問題はないと思います。審議のほどよろしくお願いいたします。

(中嶋会長)

はい。つづきまして、推進委員の平木推進委員にご意見を伺います。

(平木推進委員)

平木です。今 ご説明ありましたように譲受人が耕作されておられますので、そのまま耕作されると思いますので、何ら問題はないかと思えます。審議のほどよろしくお願いいたします。

(中嶋会長)

はい。ありがとうございました。事務局と農業委員、担当推進委員より説明がありました。この件につきまして、質問等はございますか。

(〇〇委員)

譲受人は、だいたい米ばってんが、だるか家におんなつとやろか。さす人の・・・。

(事務局)

今はご夫婦でされております。

(中嶋会長)

他にありませんでしょうか。

(ありません。) の声あり

(中嶋会長)

なければ採決をします。議案第 43 号 受付番号 25 番について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

(中嶋会長)

はい。ありがとうございました。全員賛成ですので、受付番号 25 番は原案のとおり決定し許可書を交付いたします。

(中嶋会長)

次に進みます。受付番号 26 番を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(吉田事務局長)

はい。それでは、議案書の 8 ページ、受付番号 26 番です。申請地は高田浄水場の北側にあります。申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。申請内容、許可基準等についてご説明いたします。説明資料の 3・4 ページを併せてご覧ください。申請理由につきましては、耕作目的の贈与による所有権移転となっております。全部効率利用要件につきましては、申請人は現在、経営面積 55,785 m²、農作業歴 41 年の経験があり、今後もすべての農地を利用するということです。

機械の所有状況でございますが、トラクター3台、コンバイン1台、田植機1台、乗用散布機1台、軽トラック2台を所有されています。通作距離につきましては、自宅から 500m 程度とのことです。地域との調和要件、役割分担につきましては、周辺農地の農業上の利用に影響を及ぼすことがないよう留意し、農薬等の使用には地域住民に迷惑をかけないよう作業するということです。

以上、受付番号 26 番の説明を終わります。

(中嶋会長)

はい。ありがとうございました。ただいま、事務局より説明がありました。補足説明を農業委員の 2 番 石井委員をお願いいたします。

(石井委員)

はい、2 番の石井です。この場所はですね、古城から高田の方を歩いてひばりが丘団地の方に行くところの坂を登った一番上の家が 1 件右側にある所の裏側になるんですよ。ここは、まあ譲受人が作つとるから、さっきと一緒に、別に何の問題もないと思います。審議のほどよろしく申し上げます。

(中嶋会長)

はい。続きまして、担当推進委員の平木推進委員にご意見を伺います。

(平木推進委員)

はい。推進委員の平木です。報告いたします。石井さんのご説明のとおり、ずっと譲渡人から譲受人が借りてずっと耕作されておりますので、何ら問題はないと思われます。以上です。

(中嶋会長)

はい、ありがとうございました。事務局、農業委員また担当推進委員さんより説明がありました。この件につきまして、質問等はございませんでしょうか。

(中嶋会長)

なければ採決をいたします。受付番号 26 番について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

(中嶋会長)

はい。全員賛成です、受付番号 26 番は原案のとおり決定し許可書を交付いたします。

(中嶋会長)

次に進みます。受付番号 27 番を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(吉田事務局長)

はい、それでは、議案書の 10 ページ、受付番号 27 番です。申請地は六栄小学校の南側になります。申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。申請内容、許可基準等についてご説明いたします。説明資料の 5 ページ・6 ページを併せてご覧ください。

申請理由につきましては、耕作目的の贈与による所有権移転となっております。

全部効率利用要件につきましては、申請人は現在、経営面積 170,610 m²、農作業歴 25 年の経験があり、今後もすべての農地を利用するということです。機械の所有状況でございますが、トラクター 2 台、コンバイン 1 台、耕運機 1 台、軽トラック 2 台を所有されておられます。通作距離につきましては、自宅から徒歩で 1 分程度ということです。地域との調和要件、役割分担につきましては、周辺農地の農業上の利用に影響を及ぼすことがないよう留意し、農薬等の使用には地域住民に迷惑をかけないよう作業するということです。以上、受付番号 27 番の説明を終わります。

(中嶋会長)

ありがとうございました。ただいま、事務局より説明がありました。補足説明を、農業委員の 8 番 坂本委員お願いいたします。

(坂本委員)

8 番の坂本です。今 説明がありましたように議案書の 10 ページをご覧ください。申請地は、以前、農協と農協のガソリンスタンドがあったところの南側になります。申請者は、認定農業者です。この農地は、現在も申請者が耕作されていて、今後もすべての農地を耕作されるということですので問題はないと思われます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

(中嶋会長)

ありがとうございました。事務局と農業委員より説明がありました。担当推進委員が不在ですので、質疑に移ります。質問等はございますでしょうか。

(中嶋会長)

なければ採決をいたします。受付番号 27 番ついて、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

(中嶋会長)

ありがとうございました。全員賛成ですので、受付番号 27 番は原案のとおり決定し許可書を交付いたします。

(中嶋会長)

はい、次に進みます。12 ページです。議案第 44 号 「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(吉田事務局長)

はい、議案第 44 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について次のとおり提出いたします。議案書の 12 ページから 15 ページ、受付番号 20 番になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については議案書に記載のとおりです。

申請地は、消防長洲分署の北側になります。許可基準等についてご説明いたします。説明資料の 7～9 ページを併せてご覧ください。

申請理由につきましては、個人住宅建築のための売買による所有権移転となっております。申請地の農地区分につきましては、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の用途地域に定められた地域であるため第 3 種農地であり、原則許可となっております。資力につきましては、金融機関からの融資事前審査通知の額が事業費を超過しているため適当と判断しております。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、令和 6 年 5 月 1 日より着工予定、令和 6 年 9 月 30 日完成予定であり適当と判断をしております。計画面積の妥当性につきましては、非農家住宅基準面積概ね 500 m²以下であるため適当と判断をしております。転用行為の妨げとなる権利を有する者につきましてはおられません。

周辺農地等に係る営農条件への支障の有無につきましては、整地のみで造成工事は行わないため土砂の流出はないということです。万が一、周辺に影響を及ぼした場合は責任をもって対応するというところでございます。その他、給水は町上水道。生活雑排水及び汚水は町下水道。雨水は雨水枿を設置し側溝に放流とのことです。以上、受付番号 20 番の説明を終わります。

(中嶋会長)

ありがとうございました。ただいま、事務局より説明がありました。補足説明を農業委員の 3 番 上野委員ですが、欠席です、何か預かっているという事でございますので、説明をお

願いいいたします。

(事務局)

はい。上野委員の方からコメントをお預かりさせていただいておりますので、代読させていただきます。本日は私用により欠席させていただくことをご了承ください。去る3月1日に現地視察を致しました。説明資料は、7・8ページをご覧ください。議案書は、14・15ページです。場所は、平原区のナフコの北側に位置しています。周りは住宅・商業施設に囲まれており、水路の確保がない土地です。南側に麦が作付けされていますが、転用による農地への影響はないかと思われます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。という事で、上野委員よりコメントをお預かりしております。

(中嶋会長)

はい、続きまして、推進委員の福本推進委員に願いいいたします。

(福本推進委員)

推進委員の福本です。ただいま説明がありました通り、場所はですね、ホームセンターのナフコから北側に50mほど行った場所です。説明資料の8ページの写真を見てももらいますと、2階建ての家がありますけど、この右側にちょっと白い建物がありますけどここがナフコです。すぐそばのところですね。2階建ての家が南側にありまして左側が東側になりますけど、ここも個人住宅が建っております。ここは見てもらいますとわかるように田んぼをもう数年前から埋め立てて整地してありまして、この地域が都市計画法でも準工業地域に指定されておりますので、何ら問題はないかと思われます。ご審議のほどよろしく願いいいたします。

(中嶋会長)

ありがとうございました。事務局と農業委員、推進委員より説明がありました。この件につきまして、質問等はございませんでしょうか。

(中嶋会長)

なければ、議案第44号 受付番号20番について原案のとおり許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

(中嶋会長)

はい。ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第44号 受付番号20番は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

(中嶋会長)

次に進みます、16ページです。「議案第45号 農用地利用集積計画(案)について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(吉田事務局長)

はい、それでは議案第45号 農用地利用集積計画(案)が定められたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により決定を求めるものです。

今回の申請につきましては、17 ページが総括表となり 2024 年の期間ごとの総括になります。

18 ページが今回の借り手の一覧で現在の耕作面積に今回の利用権設定面積を合せて今後の経営面積となります。詳細につきましては、19 ページ 賃借権 16 件 32 筆 44,218 m²、20 ページ 期間借地 2 件 4 筆 1,482 m²、21 ページ 使用貸借権 1 件 2 筆 695 m²となっております。

以上、議案第 45 号の説明を終わります。

(中嶋会長)

はい。ありがとうございます。ただ今、事務局より説明がありました。この件について何か質問等はございませんでしょうか。

(中嶋会長)

なければ採決をいたします。議案第 45 号につきまして、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

(中嶋会長)

はい。ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第 45 号は原案のとおり決定いたします。

(中嶋会長)

次に進みます、22 ページです。「議案第 46 号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見聴取について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(吉田事務局長)

はい、それでは、議案第 46 号 農用地利用集積等促進計画（案）が定められ、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、意見を求められたので、意見書を送付するものです。今回は、農地の耕作者変更に伴う、公益財団法人 熊本県農業公社と耕作者が契約する賃借権の設定いわゆる中間管理事業の設定になります。

それでは内容の説明をいたします、23 ページ 賃借権 2 件 37,797 m²となっております。以上、議案第 46 号の説明を終わります。

(中嶋会長)

ただ今、事務局より説明がありました。この件について何かご質問等はございませんでしょうか。

(委員)

すいません、名義が変わったという事ですけど、こういう時は期限はどがんなっとでしょうか。

(事務局)

契約の終期、終わりのところは同じになりますので、期限は同じになります。

(委員)

ちょっとよかですか。後で自分で作りよったばってんが、作りきらんごつなつたけんて、中間管理機構ば使をごたつてなつたなら作ってもらわるとだろか？

(事務局)

本来なら中間管理機構が受けて担い手におつなぎをするべきですが、中間管理機構も地元の方を知らないという事で、誰が作るのかという事で担い手を調整しておつなぎをすることになります。

(中嶋会長)

他に質問はないでしょうか。なければ採決いたします。議案第 46 号について、原案のとおり異議ないことに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

(中嶋会長)

ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第 46 号は異議ないものとして、意見書を送付いたします。

(中嶋会長)

以上で、本日の提出議案はすべて終了いたしました。委員、推進委員の皆様からその他、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

(中嶋会長)

ないようですので、事務局より連絡事項等をお願いいたします。

- 1 4月からの日程について
- 2 タブレット操作について
- 3 次回の定例総会について

(中嶋会長)

それでは これをもちまして、令和5年度第 12 回長洲町農業委員会定例総会を閉会いたします。

(吉田事務局長)

起立・・・礼

閉会（終了 午前 10 時 42 分）

以上、会議録の顛末を記録し、相違ないことを証するため、ここに議長と共に署名する。

議 長

印

署名委員

印

署名委員

印